

令和4年3月
浜田市議会定例会議議案

令和4年2月24日

令和4年3月浜田市議会定例会議付議事件

議案

- 議案第3号 浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 浜田市ふるさと体験村施設条例の制定について
- 議案第9号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 指定管理者の指定について（浜田市浜田郷土資料館）
- 議案第13号 指定管理者の指定について（浜田市美又温泉国民保養センター）
- 議案第14号 工事請負契約の変更について（浜田市高速情報通信基盤整備工事）
- 議案第15号 市道路線の認定について（今市115号線）
- 議案第16号 広島市と島根県浜田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第17号 浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第18号 令和3年度浜田市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第19号 令和3年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 令和3年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和3年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 令和3年度浜田市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和3年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和4年度浜田市一般会計予算
- 議案第25号 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和4年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第27号 令和4年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第 28 号 令和 4 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 4 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 4 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 32 号 令和 4 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 議案第 33 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計予算
- 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 3 号

浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

浜田市個人情報保護条例（平成 17 年浜田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 4 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項」に改める。

第 7 条第 1 項第 5 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第 8 条の 3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下この条及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条第 4 項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下この条及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 条第 1 項中「（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）」を削り、同条第 4 項前段中「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）」を削り、「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第 22 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 26 条を第 28 条とし、第 25 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 26 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 27 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 45 号中「第 5 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 5 条第 1 項から第 5 項まで」に改め、同条第 48 号中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項及び第 3 項」に改める。

別表第 7 第 1 項手数料の額の欄を次のように改める。

45,000 円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、12,000 円）

別表第 7 第 2 項中「適合証の提出がある場合にあっては 12,000 円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 56,000 円」を「確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000 円」に改め、「1 の共同住宅等」の次に「（区分所有住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する区分所有住宅をいう。次表において同じ。）を除く。）」を加え、同表第 3 項中「適合証」を「確認書」に、「9,000 円」を「18,000 円」に改め、同表第 4 項中「適合証」を「確認書」に、「18,000 円」を「33,000 円」に改める。

別表第 8 第 1 項手数料の額の欄を次のように改める。

23,000 円（変更後の計画に係る確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、6,000 円）
--

別表第 8 第 2 項中「適合証の提出がある場合にあっては 12,000 円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 56,000 円」を「確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、22,000 円」に改め、「1 の共同住宅等」の次に「（区分所有住宅を除く。）」を加え、同表第 3 項中「適合証」を「確認書」に、「5,000 円」を「9,000 円」に改め、同表第 4 項中「適合証」を「確認書」に、「18,000 円」を「33,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、この条例による改正前の浜田市手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第 7 及び別表第 8 の規定による適合証又は設計住宅性能評価書を添えて長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 1 項から第 5 項まで及び第 8 条第 1 項の規定による認定を受けようとする者に係る手数料の額については、旧条例別表第 7 及び別表第 8 の規定の例による。

議案第 7 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 各号列記以外の部分中「第 22 条」の次に「及び第 22 条の 3」を加え、同条第 1 号ウ中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 81 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 18 条の 6 の 2 各号列記以外の部分中「第 22 条」の次に「及び第 22 条の 3」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 22 条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第 22 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 22 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 18 条又は第 18 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額（第 18 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第 4 項に掲げる場合を除く。）。

2 第 18 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 3 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 18 条又は第 18 条の 5」とあるのは「第 18 条の 6 の 6 又は第 18 条の 6 の 10」と、「第 18 条第 2 項」とあるのは「第 18 条の 6 の 6 第 2 項」と、前項中「第 18 条第 3 項」とあるのは「第 18 条の 6 の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第 22 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額

から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、前項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市国民健康保険条例第22条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

浜田市ふるさと体験村施設条例の制定について

浜田市ふるさと体験村施設条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市ふるさと体験村施設条例

浜田市ふるさと体験村施設条例（平成 17 年浜田市条例第 289 号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第 1 条 豊かな自然環境を活かした農山村文化の体験による田舎暮らしの魅力を市内外に発信する拠点とするとともに、地域資源の保存及び継承を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市ふるさと体験村施設（以下「ふるさと体験村」という。）を浜田市弥栄町三里ハ 257 番地 4 に設置する。

（施設）

第 2 条 ふるさと体験村の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理施設
- (2) 宿泊交流施設
- (3) 屋外利用施設

（事業）

第 3 条 ふるさと体験村は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 自然体験及び田舎暮らし体験の企画及び実施
- (2) 宿泊及び交流の場の提供
- (3) 農林産物その他の地場産品の消費拡大及び情報発信
- (4) どぶろくの研究開発及び普及
- (5) その他ふるさと体験村の設置の目的を達成するために必要な事業

（管理）

第 4 条 ふるさと体験村の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) ふるさと体験村の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) ふるさと体験村の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、ふるさと体験村の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第6条 ふるさと体験村の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 管理施設、宿泊交流施設（宿泊利用の場合を除く。）及び屋外利用施設
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 宿泊交流施設（宿泊利用の場合に限る。） 午後4時から翌日（2泊以上連続する宿泊利用の場合は、その最終日）の午前10時まで
（利用期間及び休館日）

第7条 ふるさと体験村の利用期間及び休館日は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める期間及び日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 市長は、前項本文の規定により指定管理者が利用期間及び休館日を定めたときは、これを告示するものとする。

（利用許可）

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
- (4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

（利用の制限）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ふるさと体験村の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 17 条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第 4 条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為並びにこの条例の施行の日以後の利用に係る施設等の利用の許可その他ふるさと体験村の運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

別表（第 12 条関係）

施設		利用料金の上限額	
		宿泊利用	宿泊利用以外の利用
宿泊 交流 施設	古民家（桑田）	1泊当たり 77,000 円	1時間当たり 7,700 円
	古民家（箸立）	1泊当たり 71,500 円	1時間当たり 7,150 円
	ログハウス(6人用)	1泊当たり 27,500 円	1時間当たり 2,750 円
	ログハウス(8人用)	1泊当たり 36,300 円	1時間当たり 3,630 円

備考

- 1 宿泊利用の場合において、食事又はサービス等を提供するときは、当該宿泊利用に係る利用料金の額に、実例価格及び実費を考慮して、指定管理者が市長の承認を得て定める額を加算する。
- 2 宿泊利用の場合において、その利用時間を超えて利用するときは、当該宿泊利用に係る利用料金の額に、延長料金として、宿泊利用以外の利用に係る利用料金の額を加算する。
- 3 利用者の責めに帰すべき理由により、宿泊利用の許可を受けた施設を利用しなかったときは、この表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額のキャンセル料を徴収する。
- 4 1時間を単位とする利用に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなして算定する。
- 5 この表に定める施設以外の施設等の利用料金の上限額は、規則で定める。

議案第 9 号

浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例

(浜田市集落排水施設条例の一部改正)

第 1 条 浜田市集落排水施設条例（平成 17 年浜田市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 古湊地区漁業集落排水処理施設（処理場を除く。）の項及び福浦地区漁業集落排水処理施設の項を削る。

(浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第 2 条 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

別表古湊地区漁業集落排水処理施設の項及び福浦地区漁業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第 1 条の規定による改正前の浜田市集落排水施設条例（以下「旧集落排水条例」という。）の規定によりなされた古湊地区漁業集落排水処理施設及び福浦地区漁業集落排水処理施設に係る処分、手続その他の行為は、浜田市公共下水道条例（平成 17 年浜田市条例第 233 号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、浜田市集落排水施設条例第 12 条の規定により徴収することとされた古湊地区漁業集落排水処理施設及び福浦地区漁業集落排水処理施設の使用に係る使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金については、旧集落排水条例別表第 1 の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

4 施行日の前日までに、浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例第 3 条の規定により賦課された古湊地区漁業集落排水処理施設及び福浦地区漁業集落排水処理施設の使用に係る分担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金については、第 2 条の規定による改正前の浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例別表の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

議案第 10 号

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条、第 44 条の 2 並びに第 44 条の 3 第 2 号及び第 3 号中「及び地区施設」を削る。

第 47 条の見出し中「及び地区施設」を削り、同条第 1 項及び第 2 項中「及び地区施設」を削り、「市営住宅」の次に「、「市営住宅及び共同施設」又は「市営住宅又は共同施設」」を加え、「、「共同施設」とあるのは「地区施設」と」を削る。

別表第 3 の 1 共同施設の表中「1 共同施設」を「共同施設」に改め、別表第 3 の 2 地区施設の表を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,065 人」を「850 人」に改める。

第 12 条中「別表第 1」を「年報酬及び出動報酬とし、それぞれ別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

団員のうち、別表第 3 の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の中欄に掲げる職務に従事したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる額の費用弁償を支給する。

第 13 条第 2 項ただし書を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表に次の 1 表を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 12 条関係）

年報酬

階級	報酬額
団長	年額 82,500 円
副団長	年額 69,000 円
方面隊長	年額 65,000 円
方面副隊長	年額 60,000 円
分団長	年額 50,500 円
副分団長	年額 45,500 円
部長	年額 40,000 円
班長	年額 38,500 円
団員	年額 36,500 円

備考

- 1 半期ごとに報酬額の 2 分の 1 の額を支給する。
- 2 入団した者には当該入団した日の属する月から、退団した者には当該退団した日の属する月までの月割りにより計算して得た額を支給する。
- 3 階級の変更があった者には、当該変更があった日の属する月から当該変更後の階級に係る報酬額を適用し、月割りにより計算して得た額を支給する。
- 4 前 2 項の規定により月割りにより計算して得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た額とする。

別表第 2（第 12 条関係）

出勤報酬

区分	報酬額
災害出勤	1 回につき 4 時間までごとに 4,000 円（上限 12,000 円）
訓練その他の出勤 （会議を除く。）	1 回につき 3,000 円

備考 四半期ごとに支給する。

別表第3（第13条関係）

費用弁償

区分	職務	費用弁償の額
機械器具点検 実施者	小型動力ポンプ等の点検	1月につき500円
機関員	小型動力ポンプ付積載車の点検	1月につき500円
音楽隊員	音楽練習等	1月につき500円
ラッパ隊員	音楽練習等	3月につき500円

備考

- 1 年度ごとに支給する。
- 2 「3月」とは、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び1月1日から3月31日までごとの期間をいう。

議案第 12 号

指定管理者の指定について（浜田市浜田郷土資料館）

浜田市浜田郷土資料館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市浜田郷土資料館
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 3746 番地 3 名 称：浜田市文化協会 代表者：会長 田 中 耕太郎
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 13 号

指定管理者の指定について（浜田市美又温泉国民保養センター）

浜田市美又温泉国民保養センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市美又温泉国民保養センター
指定管理者	住 所：邑智郡邑南町矢上 62 番地 1 名 称：西日本トータルサービス株式会社 代表者：代表取締役 上 林 伸 二
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 14 号

工事請負契約の変更について

令和 3 年 1 月 26 日議決を経た、浜田市高速情報通信基盤整備工事請負契約について次のとおり変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

契約の金額	変更前	1,427,800,000 円
	変更後	1,208,680,000 円

議案第 15 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

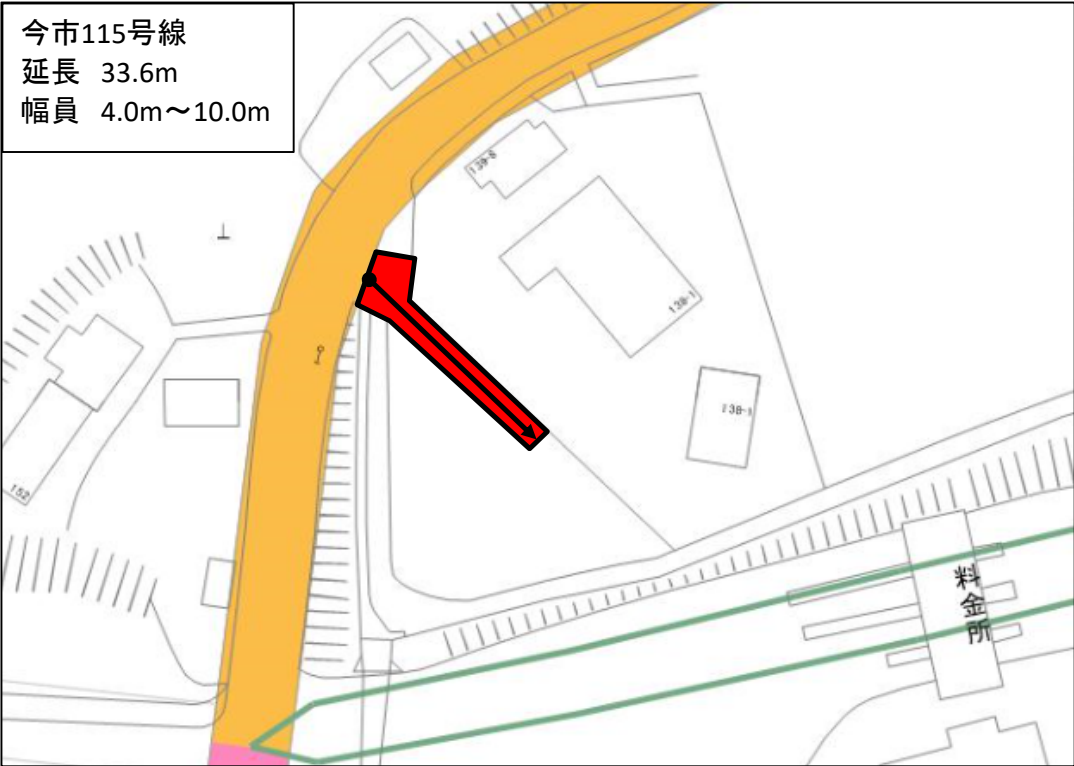
令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認 定



詳細図



議案第 16 号

広島市と島根県浜田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の締結に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により、
連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するための連携協約を別紙のと
おり締結することについて、広島市と協議するものとし、同条第 3 項の規定
により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

別紙

広島市と島根県浜田市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

広島市（以下「甲」という。）及び島根県浜田市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である広島広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、人口減少・少子高齢社会にあっても、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、もって圏域の経済を活性化し自律的で持続的な発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（連携を図る取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携を図る取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（広島広域都市圏発展ビジョン）

第4条 第2条に規定する取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島広域都市圏発展ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を甲が、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 第2条に規定する取組を甲及び乙が実施するために要する費用及びその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
1 圏域全体の経済成長のけん引				
	新たな施策の企画立案	ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築するため、圏域内市町等で構成する広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を設置し、新たな施策の企画立案に取り組む。	事務局として広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を運営し、新たな施策の企画立案に主体的に取り組む。	広島広域都市圏の産業振興に係る研究会に参画し、新たな施策の企画立案に甲と協力して取り組む。
	新産業の育成、創業支援	環境・エネルギー分野及び医療・福祉関連分野における事業化や販路開拓に係る支援、地元大学等が持つ技術シーズを活用した創業等の支援など、新産業の育成や創業のための環境づくりに取り組む。	環境・エネルギー分野及び医療・福祉関連分野における事業化や販路開拓に係る支援、地元大学等が持つ技術シーズを活用した創業等の支援などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	ものづくり産業の強化	デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路の開拓、自動車部品メーカーの課題解決に向けた取組を支援するなど、ものづくり産業における中小企業の競争力の強化に取り組む。	デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路の開拓、自動車部品メーカーの課題解決に向けた取組の支援などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	中小企業の経営強化	広島市中小企業支援センターにおいて人材育成や技術力の向上を図るなど、中小企業の経営強化に取り組む。	中小企業経営者への経営力や技術力の向上に役立つ知識等の提供などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	圏域の特産品の販路拡大の促進	圏域の特産品を集約し、広島市都心部において販売する場を設けるなど、販路拡大や消費増大に取り組む。	圏域の特産品を集約や販売する場の設置などに主体的に取り組む。	特産品を集約や販売などに甲と協力して取り組む。
	観光プログラムの充実	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントの実施などにより観光プログラムの充実を図るとともに、積極的なプロモーション活動に取り組む。	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントやプロモーション活動などに主体的に取り組む。	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントなどに甲と協力して取り組む。

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
	観光客の受入環境整備	国内外からの観光客等が、安心して快適に圏域内で周遊、滞在できるよう、観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実など、観光客の受入環境整備に取り組む。	観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実などに主体的に取り組む。	観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実などに甲と協力して取り組む。
	国際会議等の誘致	圏域内の地域資源を活用して、魅力的なユニークベンチャーやアフターコンベンションの開発など、MICE（国際会議等）の受入態勢を充実し、誘致に取り組む。	魅力的なユニークベンチャーやアフターコンベンションの開発などに主体的に取り組む。	魅力的なユニークベンチャーやアフターコンベンションの開発などに甲と協力して取り組む。
	圏域内で生産された農産物の消費拡大	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業を実施するなど、圏域内で生産された農産物の地産地消を進め、消費拡大に取り組む。	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業の実施などに主体的に取り組む。	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業の実施などに甲と協力して取り組む。
	健全な森林の育成・保全	自伐林業の支援に係るモデル事業の実施等を踏まえ、木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築を図るなど、健全な森林の育成・保全に取り組む。	自伐林業の支援に係るモデル事業の実施や木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築などに主体的に取り組む。	木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築などに甲と協力して取り組む。
	水産資源の確保	圏域のかき養殖を中心とした漁業経営の安定化を図るため、水産資源の確保や消費拡大に取り組む。	水産資源の確保や消費拡大に主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	地元企業における若者の雇用促進	圏域内市町や経済界、地元大学等と連携し、若者が地元企業をより深く知ることができる機会を確保するなど、地元企業における若者の雇用促進に取り組む。	若者が地元企業をより深く知ることができる機会の確保などに主体的に取り組む。	若者が地元企業をより深く知ることができる機会の確保などに甲と協力して取り組む。

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
2 高次の都市機能の集積・強化				
効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築	24時間365日体制で電話による医療相談等を行う救急相談センター事業の実施や広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワーク整備など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組む。	救急相談センター事業による医療相談等の実施や、地方独立行政法人広島市立病院機構が行う広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供等に対する支援などに取り組む。	救急相談センター事業による医療相談等の実施や、広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供などに甲と協力して取り組む。	
圏域北部における拠点病院の整備	広島市立安佐市民病院の建替えにより、高度・急性期医療機能や災害拠点病院としての機能の充実・強化を図り、圏域北部を中心とした地域における拠点病院の整備に取り組む。	高度・急性期医療や災害時における医療の提供、へき地医療拠点病院としての医療支援など、地方独立行政法人広島市立病院機構が行う広島市立安佐市民病院の建替えによる病院機能の充実・強化に対する支援に取り組む。	自市町の住民が必要とする医療の提供に甲と協力して取り組む。	
圏域内の公共交通網等の充実・強化	圏域にわたるヒト・モノ・カネ・情報の循環に資する広域交通網の構築に向け、市町と連携して圏域内の公共交通網等の充実・強化に取り組む。	圏域内の公共交通網等の充実・強化に主体的に取り組む。	圏域内の公共交通網等の充実・強化に甲と協力して取り組む。	
地域貢献人材の育成	地域や企業が求める人材を確保するため、公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町や大学、経済団体等と連携して実施する人材育成事業を支援するなど、地域貢献人材の育成に取り組む。	公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町等と連携して実施する人材育成事業の支援などに主体的に取り組む。	公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町等と連携して実施する人材育成事業の支援などに甲と協力して取り組む。	

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上				
(1) 生活機能の強化				
	文化財・伝統文化の活用・保全	圏域内の文化財及び伝統文化に対する住民の理解と認識を高め、魅力を広く発信するため、神楽の公演や継承など、その総合的な活用及び保全に取り組む。	神楽の公演や継承などに主体的に取り組む。	神楽の公演や継承などに甲と協力して取り組む。
	農業の担い手の確保	圏域内における農業の振興を図るため、新規就農者の募集や育成研修の実施、就農後の支援など、農業の担い手の確保に取り組む。	新規就農者の育成などに主体的に取り組む。	新規就農者の育成などに甲と協力して取り組む。
	地域におけるにぎわいの創出	圏域におけるにぎわいの創出に向け、海の玄関口である港でのイベントの開催などに取り組む。	海の玄関口である港でのイベントの開催などに主体的に取り組む。	海の玄関口である港でのイベントの開催などに甲と協力して取り組む。
(2) 結び付きやネットワークの強化				
	ICT環境の整備・有効活用	圏域内住民の暮らしにおける利便性を向上させるため、オープンデータの推進や町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトの共同利用など、ICT環境の整備や有効活用に取り組む。	オープンデータの推進や町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトの共同利用などに主体的に取り組む。	オープンデータの推進や町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトの共同利用などに甲と協力して取り組む。
	圏域内産品の地産地消	圏域内における地域経済の循環を図るため、圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援など、地産地消等に取り組む。	圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援などに主体的に取り組む。	圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援などに甲と協力して取り組む。
	交流・移住・定住の促進	圏域の人口減少への対応を図るため、圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進など、東京圏等の住民との交流や圏域への移住・定住に取り組む。	圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進などに主体的に取り組む。	圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進などに甲と協力して取り組む。

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
	圏域内住民の交流促進	圏域内住民の交流促進を図るため、圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに取り組む。	圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに主体的に取り組む。	圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに甲と協力して取り組む。
	安全・安心な暮らしの確保	圏域内住民の安全・安心な暮らしの確保のため、消費者被害に関する情報の共有など、消費者対策等に取り組む。	消費者被害に関する情報の共有などに主体的に取り組む。	消費者被害に関する情報の共有などに甲と協力して取り組む。
(3) 圏域マネジメント能力の強化				
	職員の育成・確保	圏域内市町職員の圏域マネジメント能力の向上を図るため、圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修など、職員の育成・確保に取り組む。	圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修などに主体的に取り組む。	圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修などに甲と協力して取り組む。
	事務の効果的・効率的な執行	圏域内住民に対する行政サービスの効率化や利便性の向上を図るため、圏域内市町の連携により、行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに取り組む。	行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに主体的に取り組む。	行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに甲と協力して取り組む。

議案第 17 号

浜田市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、浜田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市過疎地域持続的発展計画（変更）

都道府県名 島根県

市町村名 浜田市

45

区 分	変 更 前	変 更 後					備考										
3. 産業の振興		21 頁表中 18 行目に次の事業を追加します。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td>浜田漁港水揚高確保緊急対策事業</td> <td>浜田市</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	事業内容	事業主体	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	浜田漁港水揚高確保緊急対策事業	浜田市					
事業名	事業内容	事業主体															
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	浜田漁港水揚高確保緊急対策事業	浜田市															
12. 再生可能エネルギーの利用の推進		43 頁表中 2 行目に次の事業を追加します。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td>市民と共に学ぶ環境づくり事業</td> <td>浜田市</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	事業内容	事業主体	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	市民と共に学ぶ環境づくり事業	浜田市					
事業名	事業内容	事業主体															
(2) 過疎地域持続的発展特別事業	市民と共に学ぶ環境づくり事業	浜田市															
14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）		47 頁表中 5 行目に次の事業を追加します。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 産業の振興</td> <td>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</td> <td>浜田漁港水揚高確保緊急対策事業 地元外まき網漁船団の入港促進によって水揚を確保することにより、仲買や水産加工、流通、小売などの幅広い産業の維持発展を図る。</td> <td>浜田市</td> <td>水揚を確保することで、「山陰浜田港」をPRするための資源の確保を図る取組であり、安定した水産業経営に繋がることから、地域の持続的発展に資する。</td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	浜田漁港水揚高確保緊急対策事業 地元外まき網漁船団の入港促進によって水揚を確保することにより、仲買や水産加工、流通、小売などの幅広い産業の維持発展を図る。	浜田市	水揚を確保することで、「山陰浜田港」をPRするための資源の確保を図る取組であり、安定した水産業経営に繋がることから、地域の持続的発展に資する。	
持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考													
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	浜田漁港水揚高確保緊急対策事業 地元外まき網漁船団の入港促進によって水揚を確保することにより、仲買や水産加工、流通、小売などの幅広い産業の維持発展を図る。	浜田市	水揚を確保することで、「山陰浜田港」をPRするための資源の確保を図る取組であり、安定した水産業経営に繋がることから、地域の持続的発展に資する。													

区 分	変 更 前	変 更 後					備 考
14. 過疎地域 持続的発展特 別事業（一覽 表）		49 頁表中 6 行目に次の事業を追加します。					
		持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	
		11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	市民と共に学ぶ環境づくり 事業 市民と共に環境づくりに 取り組むことで、カー ボンニュートラルに向け た市民の意識醸成を図 る。	浜田市	再生可能エネルギー や省エネルギーへの 理解と普及を図る取 組であり、環境にや さしい地域づくりに 繋がることから地域 の持続的発展に資す る。	

令和 3 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 1 3 号)

令和 3 年度 浜田市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 3 年度浜田市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,415,543 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,420,425 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市	税	7,049,399	287,820	7,337,219
	1市民税	2,699,052	89,500	2,788,552
	2固定資産税	3,780,671	153,500	3,934,171
	3軽自動車税	209,054	△180	208,874
	4市たばこ税	356,991	45,000	401,991
10地方特例交付金		327,110	△210,670	116,440
	2新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補てん特別 交付金	287,402	△210,670	76,732
11地方交付税		12,275,117	495,506	12,770,623
	1地方交付税	12,275,117	495,506	12,770,623
13分担金及び負担金		290,557	△29,703	260,854
	1分担金	61,322	△19,240	42,082
	2負担金	229,235	△10,463	218,772
14使用料及び手数料		611,333	△1,121	610,212
	1使用料	432,534	△1,121	431,413
15国庫支出金		8,366,469	△431,006	7,935,463
	1国庫負担金	4,606,126	△458,652	4,147,474
	2国庫補助金	3,752,903	27,646	3,780,549
16県支出金		3,066,807	△351,071	2,715,736
	1県負担金	1,643,972	△7,927	1,636,045
	2県補助金	1,283,987	△336,740	947,247
	3県委託金	138,848	△6,404	132,444
17財産収入		127,791	△5,220	122,571
	2財産売却収入	49,377	△5,220	44,157

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		1,013,567	270,000	1,283,567
	1 寄 附 金	1,013,567	270,000	1,283,567
19 繰 入 金		2,887,780	△964,724	1,923,056
	1 基 金 繰 入 金	2,887,780	△964,724	1,923,056
21 諸 収 入		1,008,204	△34,054	974,150
	1 延滞金・加算金及び過料	5,001	1,500	6,501
	3 貸付金元利収入	138,778	△15,739	123,039
	4 受託事業収入	251,512	△14,104	237,408
	5 雑 入	612,893	△5,711	607,182
22 市 債		4,585,613	△441,300	4,144,313
	1 市 債	4,585,613	△441,300	4,144,313
歳 入 合 計		43,835,968	△1,415,543	42,420,425

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		251,709	△2,011	249,698
	1 議 会 費	251,709	△2,011	249,698
2 総 務 費		6,260,505	518,636	6,779,141
	1 総 務 管 理 費	5,589,219	530,844	6,120,063
	4 選 挙 費	134,020	△11,208	122,812
	5 統 計 調 査 費	19,116	△1,000	18,116
3 民 生 費		13,505,818	△248,461	13,257,357
	1 社 会 福 祉 費	7,482,164	△120,341	7,361,823
	2 児 童 福 祉 費	5,164,897	△54,593	5,110,304
	3 生 活 保 護 費	858,356	△73,527	784,829
4 衛 生 費		3,363,240	△30,645	3,332,595
	1 保 健 衛 生 費	2,120,126	△9,906	2,110,220
	2 清 掃 費	1,243,114	△20,739	1,222,375
6 農 林 水 産 業 費		2,961,989	△188,426	2,773,563
	1 農 業 費	1,405,131	△102,081	1,303,050
	2 林 業 費	296,036	△66,050	229,986
	3 水 産 業 費	1,260,822	△20,295	1,240,527
7 商 工 費		1,570,769	△62,250	1,508,519
	1 商 工 費	1,570,769	△62,250	1,508,519
8 土 木 費		2,918,111	△40,204	2,877,907
	1 土 木 管 理 費	694,604	△25,369	669,235
	2 道 路 橋 梁 費	1,309,020	△5,230	1,303,790
	5 都 市 計 画 費	596,395	△3,926	592,469
	6 住 宅 費	228,623	△5,679	222,944
9 消 防 費		1,278,466	△8,437	1,270,029

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	1,278,466	△8,437	1,270,029
10 教 育 費		2,758,991	△102,825	2,656,166
	1 教 育 総 務 費	895,131	△91,271	803,860
	2 小 学 校 費	174,133	△3,185	170,948
	3 中 学 校 費	156,385	△6,587	149,798
	5 社 会 教 育 費	616,868	△3,133	613,735
	6 保 健 体 育 費	601,390	1,351	602,741
11 災 害 復 旧 費		2,673,222	△1,248,500	1,424,722
	1 農林水産業施設災害復旧費	952,303	△465,984	486,319
	2 公共土木施設災害復旧費	1,720,919	△782,516	938,403
12 公 債 費		6,224,648	△2,420	6,222,228
	1 公 債 費	6,224,648	△2,420	6,222,228
歳 出 合 計		43,835,968	△1,415,543	42,420,425

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
03 民生費	02 児童福祉費	放課後児童クラブ施設整備事業	62,302
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	57,601
06 農林水産業費	01 農業費	農地集積・集約化加速化対策事業 (国補正分)	720
06 農林水産業費	01 農業費	農地有効利用支援整備事業	8,220
06 農林水産業費	02 林業費	林地崩壊防止事業	34,939
08 土木費	02 道路橋梁費	井野37号線道路改良事業	11,300
08 土木費	02 道路橋梁費	周布橋仮設歩道橋整備事業	137,000
10 教育費	06 保健体育費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (学校保健費・国補正分)	15,800
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	3年農地災害復旧費	154,324
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	3年農業用施設災害復旧費	139,729
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	3年林業施設災害復旧費	110,144
11 災害復旧費	02 公共土木施設 災害復旧費	3年公共土木施設災害復旧費	743,041

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
C A T V 整 備 事 業	千円 24,900	千円 11,400
庁 舎 整 備 事 業	126,500	123,900
生 活 路 線 バ ス 整 備 事 業	7,300	6,000
ま ち づ くり セ ン タ ー 整 備 事 業	155,500	150,600
過 疎 地 域 自 立 促 進 特 別 事 業	189,700	264,200
福 祉 施 設 整 備 事 業	285,900	297,700
土 地 改 良 事 業	77,100	85,200
水 産 施 設 整 備 事 業	449,700	437,700
観 光 施 設 整 備 事 業	13,700	12,100
自 然 災 害 防 止 事 業	91,700	67,300
公 園 整 備 事 業	6,000	7,800
教 育 施 設 整 備 事 業	227,400	178,700
災 害 復 旧 事 業	1,304,100	875,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	7,049,399	287,820	7,337,219
10 地方特例交付金	327,110	△210,670	116,440
11 地方交付税	12,275,117	495,506	12,770,623
13 分担金及び負担金	290,557	△29,703	260,854
14 使用料及び手数料	611,333	△1,121	610,212
15 国庫支出金	8,366,469	△431,006	7,935,463
16 県支出金	3,066,807	△351,071	2,715,736
17 財産収入	127,791	△5,220	122,571
18 寄附金	1,013,567	270,000	1,283,567
19 繰入金	2,887,780	△964,724	1,923,056
21 諸収入	1,008,204	△34,054	974,150
22 市債	4,585,613	△441,300	4,144,313
歳入合計	43,835,968	△1,415,543	42,420,425

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1議 会 費	251,709	△2,011	249,698				△2,011
2総 務 費	6,260,505	518,636	6,779,141	△3,364	16,800	172,623	332,577
3民 生 費	13,505,818	△248,461	13,257,357	△98,672	23,400	△12,332	△160,857
4衛 生 費	3,363,240	△30,645	3,332,595	40,148	6,900	169	△77,862
6農 林 水 産 業 費	2,961,989	△188,426	2,773,563	△81,804	4,700	△56,470	△54,852
7商 工 費	1,570,769	△62,250	1,508,519	1,251	△22,100	△60	△41,341
8土 木 費	2,918,111	△40,204	2,877,907	51,035	36,700	△103,118	△24,821
9消 防 費	1,278,466	△8,437	1,270,029		3,100	△400	△11,137
10教 育 費	2,758,991	△102,825	2,656,166	5,428	△75,400	△6,120	△26,733
11災 害 復 旧 費	2,673,222	△1,248,500	1,424,722	△719,878	△462,600	△6,298	△59,724
12公 債 費	6,224,648	△2,420	6,222,228			△15,384	12,964
歳 出 合 計	43,835,968	△1,415,543	42,420,425	△805,856	△468,500	△27,390	△113,797

2 歳 入

1 市 税 (1 市 民 税)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
1 市 税	7,049,399	287,820	7,337,219
1 市 民 税	2,699,052	89,500	2,788,552
1 個 人	2,253,652	△9,500	2,244,152
2 法 人	445,400	99,000	544,400
2 固定資産税	3,780,671	153,500	3,934,171
1 固定資産税	3,709,838	153,500	3,863,338
3 軽自動車税	209,054	△180	208,874
1 環境性能割	12,340	△2,340	10,000
2 種別割	196,714	2,160	198,874
4 市たばこ税	356,991	45,000	401,991
1 市たばこ税	356,991	45,000	401,991
10 地方特例交付金	327,110	△210,670	116,440
2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	287,402	△210,670	76,732
1 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	287,402	△210,670	76,732
11 地方交付税	12,275,117	495,506	12,770,623
1 地方交付税	12,275,117	495,506	12,770,623
1 地方交付税	12,275,117	495,506	12,770,623
13 分担金及び負担金	290,557	△29,703	260,854

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年課税分	△9,500	現年課税分 △9,500
1	現年課税分	99,000	現年課税分 99,000
1	現年課税分	153,500	現年課税分 153,500
1	環境性能割	△2,340	環境性能割 △2,340
1	現年課税分	2,160	現年課税分 2,160
1	現年課税分	45,000	現年課税分 45,000
1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	△210,670	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 △210,670
1	地方交付税	495,506	普通交付税 495,506

13 分担金及び負担金（1 分 担 金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 分担金	61,322	△19,240	42,082
2 農林水産業費分担金	27,246	△11,812	15,434
3 土木費分担金	17,250	△1,130	16,120
4 災害復旧費分担金	16,144	△6,298	9,846
2 負担金	229,235	△10,463	218,772
1 民生費負担金	219,617	△10,463	209,154
14 使用料及び手数料	611,333	△1,121	610,212
1 使用料	432,534	△1,121	431,413
1 総務使用料	103,756	△499	103,257
4 農林水産業使用料	2,701	△622	2,079
15 国庫支出金	8,366,469	△431,006	7,935,463
1 国庫負担金	4,606,126	△458,652	4,147,474
1 民生費国庫負担金	3,451,399	△90,960	3,360,439

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	農業費分担金	△7,085	中山間地域総合整備事業受益者分担金 △335 農地有効利用支援整備分担金 △2,850 農業基盤整備促進事業分担金 △3,900
2	林業費分担金	△4,727	林地崩壊防止事業分担金 △4,727
1	道路橋梁費分担金	△1,130	急傾斜地崩壊防止事業分担金(県単) △530 急傾斜地崩壊防止事業分担金(国庫) △600
1	災害復旧費分担金	△6,298	3年農地災害復旧費分担金 △5,106 3年農業用施設災害復旧費分担金 △1,192
2	児童福祉費負担金	△10,463	放課後児童クラブ自己負担金 △10,463
2	総務管理使用料	△499	生活路線バス使用料 1,501 まちづくりセンター使用料 △2,000
2	農業使用料	△622	実践研修生滞在施設使用料 △622
1	社会福祉費負担金	△7,797	特別障がい者手当等給付費 △7,797
2	児童福祉費負担金	△2,929	母子生活支援施設措置費 △2,929
3	児童扶養手当負担金	△6,784	児童扶養手当給付費交付金 △6,784
4	児童手当負担金	△18,305	児童手当負担金 △18,305
5	生活保護費負担金	△55,145	生活保護費 △55,145

15 国庫支出金 (1 国庫負担金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 衛生費国庫負担金	269,260	30,396	299,656
4 災害復旧費国庫負担金	799,066	△398,088	400,978
2 国庫補助金	3,752,903	27,646	3,780,549
1 総務費国庫補助金	573,457	△4,500	568,957
2 民生費国庫補助金	1,957,168	26,164	1,983,332
3 衛生費国庫補助金	156,963	9,461	166,424
5 土木費国庫補助金	403,935	△11,111	392,824
6 教育費国庫補助金	7,380	7,632	15,012
16 県支出金	3,066,807	△351,071	2,715,736
1 県負担金	1,643,972	△7,927	1,636,045
1 民生費県負担金	1,515,862	△7,927	1,507,935

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費負担金	30,396	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 30,396
1 公共土木施設災害復旧費負担金	△398,088	3年公共土木施設災害復旧費 △398,088
1 総務管理費補助金	△4,500	地域少子化対策重点推進交付金 △4,500
2 児童福祉費補助金	39,415	子ども・子育て支援交付金 △2,284 保育対策総合支援事業費 2,232 子育て世帯生活支援特別給付金給付費 △5,600 放課後児童クラブ整備事業費 44,536 病児病後児保育施設整備事業費 531
3 母子福祉費補助金	△13,251	母子家庭自立支援給付金事業費 △3,441 子育て世帯生活支援特別給付金給付費 △8,250 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 △1,560
1 保健衛生費補助金	9,461	緊急風しん抗体検査等事業費 △3,900 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 17,434 合併処理浄化槽設置整備事業費 △4,073
2 住宅費補助金	△11,111	社会資本整備総合交付金 △11,999 空き家対策総合支援事業費 △1,114 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費 2,002
1 学校教育振興費補助金	8,132	要保護児童生徒援助費 △22 学校保健特別対策事業費 7,900 G I G Aスクールサポーター配置促進事業費 254
2 社会教育費補助金	△500	市内遺跡発掘調査事業費 △500

16 県支出金（1 県負担金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 県補助金	1,283,987	△336,740	947,247
1 総務費県補助金	46,746	11,929	58,675
2 民生費県補助金	287,348	△8,904	278,444
3 衛生費県補助金	45,963	291	46,254
4 農林水産業費県補助金	404,889	△80,104	324,785

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
2	児童福祉費負担金	△1,465	母子生活支援施設措置費	△1,465
3	児童手当負担金	△2,882	児童手当負担金	△2,882
4	生活保護費負担金	△3,580	生活保護費	△3,580
1	総務管理費補助金	11,929	権限移譲交付金 島根県生活交通確保対策交付金	2,089 9,840
1	社会福祉費補助金	△10,430	福祉医療費	△10,430
2	児童福祉費補助金	1,526	子ども・子育て支援交付金 しまねすくすく子育て支援事業交付金 保育対策総合支援事業費 小規模民間保育所運営対策事業費 放課後児童クラブ整備事業費 病児病後児保育施設整備事業費	△2,284 △3,793 △2,936 5,555 4,453 531
1	保健衛生費補助金	291	乳幼児医療費 健康増進事業費 地域医療教育推進事業費	1,700 △639 △770
1	農業費補助金	△57,710	中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等直接支払推進事業費 機構集積支援事業費 半農半X就農前研修経費助成事業費 半農半X定住定着助成事業費 有害鳥獣緊急対策事業費 多面的機能支払交付金 機構集積協力金 農業人材力強化総合支援事業費 担い手集積支援金 中核的经营体等育成支援事業費 新規就農者整備支援事業費 農道橋梁等長寿命化調査点検事業費 産地生産基盤パワーアップ事業推進費 園芸用ハウス等整備費支援事業費 園芸用ハウス等利用促進事業費 農地有効利用支援整備事業費 農業基盤整備促進事業費 農業水路等長寿命化・防災減災事業費 農道橋梁等長寿命化改修事業費 農村地域防災減災事業費(ため池)	△12,227 9 720 △1,440 △720 △2,217 △1,871 △3,009 △1,500 △1,879 △4,628 △1,265 △2,500 △4,127 △2,068 △638 △4,750 △18,200 9,100 △2,500 △2,000

16 県支出金（2 県補助金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
5 商工費県補助金	9,250	△4,279	4,971
6 土木費県補助金	16,417	△5,264	11,153
7 教育費県補助金	46,919	△674	46,245
8 災害復旧費県補助金	426,455	△249,735	176,720
3 県委託金	138,848	△6,404	132,444
1 総務費県委託金	130,536	△5,704	124,832
4 教育費県委託金	7,097	△700	6,397
17 財産収入	127,791	△5,220	122,571
2 財産売払収入	49,377	△5,220	44,157
1 不動産売払収入	34,636	△10,339	24,297
2 物品売払収入	14,741	5,119	19,860

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
2	林業費補助金	△22,394	森林整備地域活動支援交付金 合板・製材生産強化対策事業費 造林事業費 林地崩壊防止事業費	△1,984 △2,915 △7,570 △9,925
1	商工費補助金	△4,279	地域商業活性化支援事業費 被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業費	△3,338 △941
1	土木管理費補助金	△5,264	木造住宅耐震改修等事業費 土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業費 ブロック塀等撤去費助成事業費 耐震対策緊急促進事業費 老朽危険空き家除去支援事業費	△720 △850 △150 △3,142 △402
2	社会教育費補助金	△674	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業費	△674
1	災害復旧費県補助金	△249,735	2年林業施設災害復旧費 3年農地災害復旧費 3年農業用施設災害復旧費 3年林業施設災害復旧費	4,645 △46,634 △61,924 △145,822
1	総務管理費委託金	△4,704	衆議院議員選挙執行委託費	△4,704
5	統計調査費委託金	△1,000	基幹統計調査委託費	△1,000
1	教育総務費委託金	△700	教育研究指導事務委託費	△700
1	土地売払収入	△10,339	土地売払収入	△10,339

17 財産収入 (2 財産売払収入)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
18 寄附金	1,013,567	270,000	1,283,567
1 寄附金	1,013,567	270,000	1,283,567
1 総務費寄附金	1,008,000	270,000	1,278,000
19 繰入金	2,887,780	△964,724	1,923,056
1 基金繰入金	2,887,780	△964,724	1,923,056
1 財政調整基金繰入金	530,472	△530,472	0
2 減債基金繰入金	944,044	△200,658	743,386
3 市有財産有効活用推進基金繰入金	321,101	△68,913	252,188
5 まちづくり振興基金繰入金	244,333	△19,233	225,100
6 ふるさと応援基金繰入金	721,960	△139,683	582,277
10 奨学基金繰入金	7,660	△5,765	1,895
21 諸収入	1,008,204	△34,054	974,150
1 延滞金・加算金及び過料	5,001	1,500	6,501
1 延滞金	5,000	1,500	6,500
3 貸付金元利収入	138,778	△15,739	123,039
1 貸付金元利収入	138,778	△15,739	123,039

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	物品売払収入	5,119	資源ごみ売払収入 5,119
1	総務管理費寄附金	270,000	ふるさと寄附金 270,000
1	財政調整基金繰入金	△530,472	財政調整基金繰入金 △530,472
1	減債基金繰入金	△200,658	減債基金繰入金 △200,658
1	市有財産有効活用推進基金繰入金	△68,913	市有財産有効活用推進基金繰入金 △68,913
1	まちづくり振興基金繰入金	△19,233	まちづくり振興基金繰入金 △19,233
1	ふるさと応援基金繰入金	△139,683	ふるさと応援基金繰入金 △139,683
1	奨学基金繰入金	△5,765	奨学基金繰入金 △5,765
1	延滞金	1,500	延滞金 1,500
6	商工費貸付金元利収入	△15,384	ゆうひパーク浜田株式会社経営改善資金貸付金元 金収入 △15,384
7	教育費貸付金元利収入	△355	浜田市奨学資金貸付金元金収入 △355

21 諸 収 入 (4 受託事業収入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
4 受託事業収入	251,512	△14,104	237,408
2 農林水産業費受託事業収入	34,654	△14,104	20,550
5 雑 入	612,893	△5,711	607,182
2 雑 入	612,891	△5,711	607,180
22 市 債	4,585,613	△441,300	4,144,313
1 市 債	4,585,613	△441,300	4,144,313
1 総 務 債	387,100	16,800	403,900
2 民 生 債	285,900	23,400	309,300
3 衛 生 債	193,100	6,900	200,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 林業費受託事業収入	△14,104	県林業公社造林事業費 広域基幹林道事業費	△13,104 △1,000
5 宝くじ収益配分金	2,537	宝くじ収益配分金	2,537
7 総務費雑入	△5,974	総務雑入 職員研修費 電柱移転補償費 高齢者乗車券収入 政策企画雑入 浜田八重可部線移転補償事業費	△1,000 △2,251 △637 △10,923 △2,300 11,137
8 民生費雑入	△1,274	放課後児童クラブ負担金	△1,274
10 農林水産業費雑入	△540	ふるさと島根定住財団助成金	△540
11 商工費雑入	△60	職員宿舎駐車料	△60
13 消防費雑入	△400	地域防災組織育成事業助成金	△400
1 総務管理債	16,800	C A T V整備事業費 庁舎整備事業費 生活路線バス購入事業費 交通確保対策事業費 まちづくり総合交付金事業費 まちづくりセンター整備事業費 自治会活動等支援事業費 関係人口創出拡大事業費	△13,500 △2,600 △1,300 △2,200 32,700 △4,900 7,600 1,000
1 社会福祉債	1,300	介護人材確保・定着対策事業費	1,300
2 児童福祉債	22,100	保育所入所受入促進事業費 放課後児童クラブ整備事業費 病児病後児保育施設整備事業費	10,300 12,800 △1,000
1 保健衛生債	6,900	児童医療費助成事業費	△3,100

22 市 債 (1 市 債)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 農林水産業債	594,000	4,700	598,700
5 商工債	267,400	△22,100	245,300
6 土木債	369,200	3,100	372,300
7 消防債	37,300	3,100	40,400
8 教育債	227,400	△48,700	178,700
9 災害復旧債	1,304,100	△428,500	875,600

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
			リハビリテーションカレッジ島根支援事業費 10,000
1 農 業 債	10,500		県営農道整備事業負担金 1,200 農地有効利用支援整備事業費 6,100 中山間地域総合整備事業費 △1,700 農業振興事業費 2,400 農道橋梁整備事業費 2,500
2 林 業 債	△16,500		林地残材有効活用・地域活性化支援事業費 4,200 林地崩壊防止事業費 △20,700
3 水 産 業 債	10,700		県営漁港改良事業負担金 △5,000 水産業振興事業費 22,700 地場産業振興施設整備事業費 △7,000
1 商 工 債	△22,100		産業振興パワーアップ事業費 △4,700 合宿等誘致事業費 2,900 観光施設整備事業費 △1,600 萩・石見空港利用促進対策事業費 △18,300 広島プロジェクト推進事業費 △1,600 浜田の五地想ものがたり推進事業費 1,200
1 道 路 橋 梁 債	△2,300		県単道路事業費負担金 △3,700 金城スマートIC24時間事業化事業費 1,400
3 都 市 計 画 債	1,800		公園整備事業費 1,800
4 住 宅 債	3,600		危険空き家対策事業費 3,600
1 消 防 債	3,100		地域における救急救命体制整備事業費 3,100
2 中 学 校 債	△66,400		中学校施設大規模改造事業費 △66,400
3 社 会 教 育 債	26,700		社会教育施設改修事業費 26,700
4 保 健 体 育 債	△9,000		社会体育施設整備事業費 △5,400 学校給食施設整備事業費 △3,600
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 債	△148,100		現年農地災害復旧費 △43,300 現年農業用施設災害復旧費 △14,600

22 市 債 (1 市 債)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
歳 入 合 計	43,835,968	△1,415,543	42,420,425

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		現年林業施設災害復旧費 $\Delta 90,700$ 過年林業施設災害復旧費 500
2 公共土木施設災害復旧債	$\Delta 280,400$	現年公共土木施設災害復旧費 $\Delta 280,400$

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	251,709	△2,011	249,698				△2,011
1 議 会 費	251,709	△2,011	249,698				△2,011
1 議 会 費	251,709	△2,011	249,698				△2,011

1 議 会 費 (1 議 会 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△857	1 議会運営費 △2,011
9 交際費	△200	
18 負担金補助及び交付金	△954	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	6,260,505	518,636	6,779,141	△3,364	16,800	172,623	332,577
1 総務管理費	5,589,219	530,844	6,120,063	2,340	16,800	172,623	339,081
1 一般管理費	1,207,191	△4,150	1,203,041				△4,150
2 人事管理費	141,080	△3,937	137,143			△2,251	△1,686
3 文書広報費	134,551	△6,434	128,117			△1,000	△5,434
4 財政管理費	8,538	252,111	260,649				252,111
6 財産管理費	1,106,400	179,572	1,285,972		△2,600	△57,776	239,948
7 企画費	1,833,534	162,521	1,996,055	2,340	24,300	235,650	△99,769

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
8	旅費	△2,000	1 総合調整事務費 △4,150
9	交際費	△1,400	
10	需用費	△400	
11	役務費	△100	
13	使用料及び賃借料	△250	
8	旅費	△2,298	1 人事管理事務費 △1,100 2 職員研修費 △2,837
12	委託料	△533	
13	使用料及び賃借料	△750	
18	負担金補助及び交付金	△356	
1	報酬	△2,000	1 広報事業 △1,500 2 総務事務費 △4,934
3	職員手当等	△395	
4	共済費	△400	
8	旅費	△279	
10	需用費	△1,121	
12	委託料	△2,239	
24	積立金	252,111	1 減債基金積立金 252,111
11	役務費	△490	1 市有財産有効活用推進事業 △57,776 2 庁舎等改修事業 △2,652 3 公共施設長寿命化等推進基金積立金 240,000
14	工事請負費	△59,852	
21	補償補填及び賠償金	△86	
24	積立金	240,000	
7	報償費	103,167	1 地域づくり振興事業 △3,000 2 路線バス利用促進事業 △29,389 3 新交通システム運営事業 △1,045 4 三隅CATV機器整備事業 △16,935 5 まちづくり総合交付金事業 △12,877 6 生活路線バス車両整備事業 △1,300 7 ふるさと寄附促進事業 270,000 8 浜田で学ぶ学生支援事業 △3,417 9 地域公共交通確保対策事業 △31,316 10 関係人口創出拡大事業 △1,700
8	旅費	△90	
10	需用費	△4,053	
11	役務費	8,455	
12	委託料	23,174	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 まちづくりセンター費	480,461	△30,812	449,649		△4,900	△2,000	△23,912
9 電子計算費	228,435	△5,505	222,930				△5,505
15 大学推進費	6,218	△1,150	5,068				△1,150
16 防災諸費	46,708	△1,372	45,336				△1,372
18 諸 費	349,550	△10,000	339,550				△10,000

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説	明
区	分			
13	使用料及び賃借料	5,940	11 結婚新生活支援事業 12 総合振興計画策定事業	△4,500
14	工事請負費	△8,545		△2,000
17	備品購入費	△1,300		
18	負担金補助及び交付金	△48,304		
19	扶助費	△31,316		
24	積立金	115,393		
1	報酬	△16,781	1 まちづくりセンター管理運営費 2 杵束コミュニティ施設整備事業	△25,901
3	職員手当等	△4,144		△4,911
4	共済費	△4,976		
14	工事請負費	△4,911		
12	委託料	△518	1 情報ネットワークシステム再構築事業	△5,505
13	使用料及び賃借料	△1,487		
18	負担金補助及び交付金	△3,500		
7	報償費	△400	1 大学を核としたまちづくり推進事業	△1,150
18	負担金補助及び交付金	△750		
18	負担金補助及び交付金	△1,372	1 防災まちづくり推進事業	△1,372
22	償還金利子及び割引料	△10,000	1 市税等過誤納還付金	△10,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 選 挙 費	134,020	△11,208	122,812	△4,704			△6,504
3 衆議院議員選挙費	42,624	△4,704	37,920	△4,704			
4 市長・市議会議員選挙費	69,794	△6,504	63,290				△6,504

2 総務費（4 選挙費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△126	1 衆議院議員選挙費 △4,704
2	給料	△100	
3	職員手当等	△3,530	
7	報償費	△270	
10	需用費	△33	
11	役務費	△325	
12	委託料	△151	
13	使用料及び賃借料	△169	
1	報酬	△136	1 市長・市議会議員選挙費 △6,504
2	給料	△900	
3	職員手当等	△1,380	
7	報償費	△420	
8	旅費	△30	
10	需用費	△509	
11	役務費	△447	
13	使用料及び賃借料	△349	
18	負担金補助及び交付金	△2,333	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 統計調査費	19,116	△1,000	18,116	△1,000			
2 基幹統計調査費	3,988	△1,000	2,988	△1,000			

2 総務費（5 統計調査費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
1 報酬		△1,000	1 国基幹統計調査費 △1,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	13,505,818	△248,461	13,257,357	△98,672	23,400	△12,332	△160,857
1 社会福祉費	7,482,164	△120,341	7,361,823	△18,227	1,300		△103,414
1 社会福祉総務費	1,988,589	△5,493	1,983,096				△5,493
3 障がい者福祉費	2,289,262	△92,589	2,196,673	△7,797			△84,792
4 老人福祉費	1,842,882	1,236	1,844,118		1,300		△64
5 福祉医療費	194,796	△20,001	174,795	△10,430			△9,571
7 後期高齢者医療費	1,130,899	△3,494	1,127,405				△3,494

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
12 委託料		△4,293	1 民生委員活動費 △1,200 2 保健医療福祉総合計画策定事業 △4,293
18 負担金補助及び交付金		△1,200	
19 扶助費		△92,589	1 特別障がい者手当等給付事業 △10,369 2 障がい者介護給付事業 △67,000 3 障がい者訓練等給付事業 15,980 4 障がい児通所給付事業 △31,200
8 旅費		△100	1 老人保護措置費 △5,000 2 介護認定事務費 △2,100 3 浜田地区広域行政組合負担金 8,336
12 委託料		△2,000	
18 負担金補助及び交付金		8,336	
19 扶助費		△5,000	
19 扶助費		△20,001	1 福祉医療給付事業 △20,001
18 負担金補助及び交付金		△3,494	1 後期高齢者医療制度事業 △3,494

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	5,164,897	△54,593	5,110,304	△21,720	22,100	△12,332	△42,641
1 児童福祉総務費	1,829,288	△6,554	1,822,734	6,740	12,800	△11,737	△14,357
2 児童措置費	3,315,521	△37,592	3,277,929	△20,625	9,300	△595	△25,672
3 母子福祉費	20,088	△10,447	9,641	△7,835			△2,612

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△7,163	1 放課後児童クラブ設置事業 △16,247 2 児童扶養手当支給事業 △20,354 3 放課後児童クラブ施設整備事業 62,502 4 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 △32,455
3 職員手当等	△2,629	
4 共済費	△3,464	
8 旅費	△627	
10 需用費	△1,343	
12 委託料	△3,926	
14 工事請負費	62,302	
19 扶助費	△49,704	
12 委託料	△71	
17 備品購入費	△2,020	
18 負担金補助及び交付金	△11,431	
19 扶助費	△24,070	
19 扶助費	△10,447	1 母子生活支援施設措置事業 △5,859 2 母子父子家庭自立支援給付金事業 △4,588

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	858,356	△73,527	784,829	△58,725			△14,802
2 扶 助 費	750,632	△73,527	677,105	△58,725			△14,802

3 民 生 費 (3 生活保護費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△73,527	1 扶 助 費 △73,527

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,363,240	△30,645	3,332,595	40,148	6,900	169	△77,862
1 保健衛生費	2,120,126	△9,906	2,110,220	40,148	6,900	△4,950	△52,004
1 保健衛生総務費	527,242	△24,485	502,757	△1,409	10,000	△1,450	△31,626
2 感染症予防費	614,794	22,730	637,524	43,930			△21,200
3 乳幼児等医療費	165,634	861	166,495	1,700	△3,100		2,261
4 環境衛生費	627,776	△2,000	625,776			△2,000	
5 公害対策費	57,461	△5,512	51,949	△4,073			△1,439
7 休日診療所管理費	63,534	△1,500	62,034			△1,500	

4 衛 生 費 (1 保健衛生費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△2,502	1 地域医療連携事業 △4,753 2 健康増進事業 △1,002 3 巡回総合ドック事業 △1,450 4 看護学校学生等修学資金貸付事業 △17,280
3 職員手当等	△641	
4 共済費	△490	
7 報償費	△89	
8 旅費	△249	
12 委託料	△2,950	
18 負担金補助及び交付金	△284	
20 貸付金	△17,280	
3 職員手当等	1,539	
7 報償費	△5,590	
8 旅費	4	
10 需用費	△7,048	
11 役務費	3,049	
12 委託料	32,425	
13 使用料及び賃借料	396	
18 負担金補助及び交付金	△2,545	
19 扶助費	500	
19 扶助費	861	1 乳幼児医療費助成事業 3,933 2 児童医療費助成事業 △3,072
18 負担金補助及び交付金	△2,000	1 飲料水安定確保事業 △2,000
18 負担金補助及び交付金	△5,512	1 合併処理浄化槽設置助成事業 △5,512
17 備品購入費	△1,500	1 休日診療所整備事業 △1,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,243,114	△20,739	1,222,375			5,119	△25,858
2 塵芥処理費	1,024,651	△18,739	1,005,912			5,119	△23,858
3 し尿処理費	154,128	△2,000	152,128				△2,000

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
12 委託料		△10,210	1 浜田地区広域行政組合負担金 △8,529 2 ごみ処理対策事業 △10,210
18 負担金補助及び交付金		△8,529	
10 需用費		△2,000	1 浜田浄苑管理運営費 △2,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,961,989	△188,426	2,773,563	△81,804	4,700	△56,470	△54,852
1 農 業 費	1,405,131	△102,081	1,303,050	△59,410	10,500	△22,432	△30,739
1 農業委員会費	38,443	720	39,163	720			
2 農業総務費	239,917	△1,700	238,217	△1,700			
3 農業振興費	530,471	△67,302	463,169	△37,580	2,400	△15,347	△16,775
5 土地改良事業費	127,941	△23,291	104,650	△15,850	5,600	△7,085	△5,956
6 農道維持費	69,709	△2,500	67,209	△5,000	2,500		
7 農業集落排水費	395,328	△8,008	387,320				△8,008

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明	明
区	分		
10	需用費	720	1 農地集積・集約化加速化対策事業（国補正分） 720
18	負担金補助及び交付金	△1,700	1 農業経営収入保険制度加入促進事業 △1,700
18	負担金補助及び交付金	△67,302	1 中山間地域等直接支払事業 △14,653 2 ふるさと農業研修生育成事業 △10,371 3 有害鳥獣緊急対策事業 △2,217 4 「元気な浜田」農産物振興プロジェクト事業 △11,101 5 農地中間管理事業 △4,888 6 多面的機能支払交付金事業 △2,494 7 農業次世代人材投資事業 △1,500 8 中核的経営体等育成支援事業 △5,893 9 農用地保全事業 △4,599 10 旧農業振興基金事業 △9,586
10	需用費	△55	1 土地基盤整備事業 △1,000
12	委託料	△2,476	2 県事業負担金（農道） 990 3 農地有効利用支援整備事業 △1,555
14	工事請負費	△13,500	4 農地等小規模災害復旧支援事業 △5,000 5 農業基盤整備促進事業 △13,000
18	負担金補助及び交付金	△7,260	6 中山間地域総合整備事業（浜田東部） △2,250 7 農村地域防災減災事業（ため池） △1,476
12	委託料	△2,500	1 農道橋梁等長寿命化調査点検事業 △2,500
27	繰出金	△8,008	1 農業集落排水事業特別会計繰出金 △8,008

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	296,036	△66,050	229,986	△22,394	△16,500	△18,831	△8,325
1 林業振興費	96,149	△15,749	80,400	△1,984	4,200	△13,104	△4,861
2 公有林整備事業費	26,694	△13,965	12,729	△10,485			△3,480
3 林道新設費	62,669	△1,000	61,669			△1,000	
5 林地崩壊防止事業費	74,446	△35,336	39,110	△9,925	△20,700	△4,727	16

6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
10 需用費		△218	1 公社造林事業 △13,104 2 森林整備地域活動支援事業 △2,645
12 委託料		△12,886	
18 負担金補助及び交付金		△2,645	
12 委託料		△13,965	1 公有林整備事業 △13,965
16 公有財産購入費		△1,000	1 県営広域基幹林道整備事業 △1,000
10 需用費		△986	1 林地崩壊防止事業 △35,336
12 委託料		△13,500	
14 工事請負費		△20,850	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	1,260,822	△20,295	1,240,527		10,700	△15,207	△15,788
2 水産業振興費	1,115,862	△15,295	1,100,567		15,700	△15,207	△15,788
3 漁港管理費	83,584	△5,000	78,584		△5,000		

6 農林水産業費（3 水産業費）

（単位：千円）

節		説	明
区	分		
12	委託料	△2	1 若者漁業者確保支援事業 △1,188
14	工事請負費	△7,007	2 ふるさと漁業研修生育成事業 △1,152
18	負担金補助及び交付金	△5,147	3 山陰浜田港公設市場整備事業 △7,009
21	補償補填及び賠償金	△3,139	4 山陰浜田港公設市場管理運営費 △3,139
			5 浜田漁港水揚高確保緊急対策事業 △2,807
18	負担金補助及び交付金	△5,000	1 県事業負担金（漁港） △5,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,570,769	△62,250	1,508,519	1,251	△22,100	△60	△41,341
1 商 工 費	1,570,769	△62,250	1,508,519	1,251	△22,100	△60	△41,341
1 商工総務費	754,637	△1,881	752,756	10,067			△11,948
2 商工業振興費	467,116	△43,479	423,637	△3,338	△24,600	△60	△15,481
3 観 光 費	336,696	△16,890	319,806	△5,478	2,500		△13,912

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△1,881	1 被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業 △1,881
7 報償費	△6,235	1 浜田市商業活性化支援事業 △8,345
8 旅費	△1,562	2 産業振興パワーアップ事業 △4,912
10 需用費	△750	3 企業立地奨励事業 1,605
12 委託料	△295	4 広島プロジェクト推進事業 △4,410
13 使用料及び賃借料	△1,480	5 萩・石見空港利用促進対策事業 △18,374
17 備品購入費	△50	6 後継者等人材育成支援事業 △9,043
18 負担金補助及び交付金	△33,107	
7 報償費	△190	1 観光振興事業 △3,100
12 委託料	△2,110	2 観光協会助成事業 △4,900
17 備品購入費	△1,612	3 合宿等誘致事業 △1,800
18 負担金補助及び交付金	△12,978	4 ライディングパーク改修事業 △1,612
		5 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業 △5,478

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2,918,111	△40,204	2,877,907	51,035	36,700	△103,118	△24,821
1 土木管理費	694,604	△25,369	669,235	△13,186	3,600	△978	△14,805
1 土木総務費	613,261	△581	612,680	△850			269
2 建築指導費	66,343	△19,108	47,235	△12,336	3,600	△978	△9,394
3 災害対策費	15,000	△5,680	9,320				△5,680

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△581	1 土木総務事務費 △1,700 2 大長見ダム管理事業 1,119
14 工事請負費	△2,522	1 狭あい道路拡幅整備事業 △2,300 2 建築物耐震改修促進事業 △2,887
18 負担金補助及び交付金	△16,586	3 危険空き家対策事業 △2,148 4 ブロック塀等撤去費助成事業 △1,578 5 耐震対策緊急促進事業 △10,195
18 負担金補助及び交付金	△5,680	1 建物裏山崩壊土砂等除去事業 △5,680

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,309,020	△5,230	1,303,790	67,410	31,300	△102,140	△1,800
1 道路橋梁総務費	68,405	△5,230	63,175		△2,300	△1,130	△1,800
6 橋梁新設改良費	393,632	0	393,632	67,410	33,600	△101,010	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	596,395	△3,926	592,469		1,800		△5,726
3 公 園 費	109,577	1,835	111,412		1,800		35
4 公共下水道費	454,090	△5,761	448,329				△5,761

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		金額	説	明
区	分			
18	負担金補助及び交付金	1,835	1 県事業負担金 (公園)	1,835
27	繰出金	△5,761	1 公共下水道事業会計繰出金	△5,761

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 住 宅 費	228,623	△5,679	222,944	△3,189			△2,490
1 住宅管理費	228,623	△5,679	222,944	△3,189			△2,490

8 土 木 費 (6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△5,679	1 公営住宅等長寿命化改修事業 △5,679

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,278,466	△8,437	1,270,029		3,100	△400	△11,137
1 消 防 費	1,278,466	△8,437	1,270,029		3,100	△400	△11,137
1 常備消防費	1,105,349	0	1,105,349		3,100		△3,100
2 非常備消防費	127,620	△8,437	119,183			△400	△8,037

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△6,210	1 消防団員報酬等 △5,547 2 非常備消防事務運営費 △2,890
10 需用費	△739	
13 使用料及び賃借料	△828	
17 備品購入費	△500	
18 負担金補助及び交付金	△160	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,758,991	△102,825	2,656,166	5,428	△75,400	△6,120	△26,733
1 教育総務費	895,131	△91,271	803,860	△1,276	△66,400	△6,120	△17,475
2 事務局費	698,288	△89,867	608,421	△576	△66,400	△6,120	△16,771
3 教育研究指導費	193,656	△1,404	192,252	△700			△704

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		金額	説 明
区 分			
1 報酬		△1,409	1 教育用ネットワーク整備事業 △8,300 2 奨学金貸与事業 △6,120 3 学校ネットワーク管理事業 △8,350 4 学校施設非構造部材耐震化事業 △67,097
3 職員手当等		△643	
4 共済費		△453	
8 旅費		△494	
12 委託料		△7,419	
13 使用料及び賃借料		△6,832	
14 工事請負費		△66,497	
20 貸付金		△6,120	
7 報償費		△700	
8 旅費		△446	
13 使用料及び賃借料		△258	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 小学校費	174,133	△3,185	170,948				△3,185
1 学校管理費	108,926	△3,185	105,741				△3,185

10 教育費（2 小学校費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	
10 需用費	△3,185	1 小学校管理運営費 △3,185

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 中学校費	156,385	△6,587	149,798	△22			△6,565
1 学校管理費	69,346	△2,087	67,259				△2,087
2 教育振興費	87,039	△4,500	82,539	△22			△4,478

10 教育費（3 中学校費）

（単位：千円）

節		金額	説明	
区	分			
10	需用費	△2,087	1 中学校管理運営費	△2,087
19	扶助費	△4,500	1 要保護・準要保護生徒扶助費	△4,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	616,868	△3,133	613,735	△1,174			△1,959
4 生涯学習推進費	26,345	△2,133	24,212	△674			△1,459
5 文化費	110,179	△1,000	109,179	△500			△500

10 教 育 費 (5 社会教育費)

(単位：千円)

節		金額	説 明
区 分			
7 報償費		△674	1 はまだっ子共育推進事業 △1,011 2 二十歳の集い開催事業 △1,122
8 旅費		△259	
11 役務費		△14	
12 委託料		△1,122	
13 使用料及び賃借料		△64	
1 報酬		△333	1 市内遺跡発掘調査事業 △1,000
4 共済費		△1	
7 報償費		△50	
8 旅費		△108	
10 需用費		△502	
13 使用料及び賃借料		△6	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	601,390	1,351	602,741	7,900	△9,000		2,451
1 学校保健費	87,579	11,800	99,379	7,900			3,900
2 学校給食費	251,382	△3,770	247,612		△3,600		△170
3 体 育 費	19,470	△1,209	18,261				△1,209
4 運動施設管理 費	242,959	△5,470	237,489		△5,400		△70

10 教育費（6 保健体育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
10 需用費		10,400	1 要保護・準要保護児童・生徒扶助費 2 新型コロナウイルス感染症対策事業（学校保健費・国補正分）
17 備品購入費		5,400	
19 扶助費		△4,000	
14 工事請負費		△3,770	1 共同調理場施設改修機器更新事業 △3,770
11 役務費		△75	1 浜田ー益田間駅伝競走大会助成事業 △1,209
18 負担金補助及び交付金		△1,134	
14 工事請負費		△5,470	1 運動施設改修事業 △5,470

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	2,673,222	△1,248,500	1,424,722	△719,878	△462,600	△6,298	△59,724
1 農林水産業施設災害復旧費	952,303	△465,984	486,319	△254,380	△148,600	△6,298	△56,706
1 農地災害復旧費	308,764	△129,735	179,029	△46,634	△43,300	△5,106	△34,695
2 農業用施設災害復旧費	252,748	△82,557	170,191	△61,924	△14,600	△1,192	△4,841
3 林業施設災害復旧費	390,791	△253,692	137,099	△145,822	△90,700		△17,170

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	△1,203	1 3年農地災害復旧費 △129,735
10	需用費	△2,256	
12	委託料	△27,635	
14	工事請負費	△98,641	
3	職員手当等	△1,074	1 3年農業用施設災害復旧費 △82,557
10	需用費	△2,069	
12	委託料	△21,525	
14	工事請負費	△57,889	
3	職員手当等	△1,482	1 3年林業施設災害復旧費 △253,692
10	需用費	△5,404	
12	委託料	△17,137	
14	工事請負費	△229,669	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公共土木施設 災害復旧費	1,720,919	△782,516	938,403	△465,498	△314,000		△3,018
1 道路橋梁災害 復旧費	1,720,919	△782,516	938,403	△465,498	△314,000		△3,018

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△10,252	1 3年公共土木施設災害復旧費 △782,516
12	委託料	△70,876	
14	工事請負費	△701,388	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	6,224,648	△2,420	6,222,228			△15,384	12,964
1 公 債 費	6,224,648	△2,420	6,222,228			△15,384	12,964
1 元 金	6,017,885	0	6,017,885			△15,384	15,384
2 利 子	206,763	△2,420	204,343				△2,420

12 公債費（1 公債費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び割引料	△2,420	1 長期債利息 △2,420

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	長 等	3		26,400	7,844 3.10月分			7,454	41,698	6,635	48,333	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	100,933		28,202 3.10月分				129,135	33,869	163,004	
	そ の 他	2,033	70,734					44,875	115,609		115,609	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,058	171,667	26,400	36,046			52,329	286,442	40,504	326,946	
補 正 前	長 等	3		26,400	7,844 3.10月分			7,454	41,698	6,635	48,333	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	100,933		28,202 3.10月分				129,135	33,869	163,004	
	そ の 他	2,042	71,996					51,834	123,830		123,830	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,067	172,929	26,400	36,046			59,288	294,663	40,504	335,167	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	△ 9	△ 1,262					△ 6,959	△ 8,221		△ 8,221	
	計	△ 9	△ 1,262					△ 6,959	△ 8,221		△ 8,221	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(809) 596 人	891,677 千円	2,289,394 千円	1,840,616 千円	5,021,687 千円
補正前	(812) 597	919,363	2,292,896	1,849,239	5,061,498
比較	(△3) △1	△27,686	△3,502	△8,623	△39,811
区分	共済費	合計	備考		
補正後	898,186 千円	5,919,873 千円			
補正前	907,969	5,969,467			
比較	△9,783	△49,594			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(32) 571 人		2,284,874 千円	1,689,415 千円	3,974,289 千円
補正前	(32) 571		2,284,874	1,689,415	3,974,289
比較					
区分	共済費	合計	備考		
補正後	765,748 千円	4,740,037 千円			
補正前	765,748	4,740,037			
比較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(777) 25 人	891,677 千円	4,520 千円	151,201 千円	1,047,398 千円
補正前	(780) 26	919,363	8,022	159,824	1,087,209
比較	(△3) △1	△27,686	△3,502	△8,623	△39,811
区分	共済費	合計	備考		
補正後	132,438 千円	1,179,836 千円			
補正前	142,221	1,229,430			
比較	△9,783	△49,594			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,178 ^{千円}		80,455 ^{千円}	348 ^{千円}	34,650 ^{千円}
	補正前	45,178		80,455	749	34,650
	比 較				△401	
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	44,059 ^{千円}	456 ^{千円}	4,774 ^{千円}	146,934 ^{千円}	16,247 ^{千円}
	補正前	44,113	456	4,774	147,105	16,247
	比 較	△54			△171	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,814 ^{千円}	643,255 ^{千円}	384,596 ^{千円}	
	補正前	45	1,814	651,252	384,596	
	比 較			△7,997		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	377,554 ^{千円}		60,251 ^{千円}		
	補正前	377,554		60,251		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△3,502 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分 △3,502 ^{千円}	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	職員数の異動状況 現に在職する職員数 其他 計 補正後 596人 596人 補正前 597人 597人 増 減 △1人 △1人

職員手当	△8,623 千円		管理職手当 初任給調整 扶養手当 地域手当 △401 住居手当 通勤手当 △54 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 △171 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 △7,997 勤勉手当 災害派遣手当 退職手当組合負担金 退職手当組合加入特別負担金 退職手当組合特別負担金	千円 会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による減
------	-----------	--	--	--

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補 正 前 の 額	千円 272,094	千円 72,300	千円 60,751	千円 283,643
	補 正 額		3,000		3,000
	補 正 後 の 額	272,094	75,300	60,751	286,643
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	1,879,510	1,304,100	258,254	2,925,356
	補 正 額		△ 428,500		△ 428,500
	補 正 後 の 額	1,879,510	875,600	258,254	2,496,856
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,111,766	571,000	1,736,400	15,946,366
	補 正 額		△ 86,600		△ 86,600
	補 正 後 の 額	17,111,766	484,400	1,736,400	15,859,766
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,872,686	1,502,200	1,884,170	14,490,716
	補 正 額		70,800		70,800
	補 正 後 の 額	14,872,686	1,573,000	1,884,170	14,561,516
計	補 正 前 の 額	50,116,055	4,585,613	6,017,885	48,683,783
	補 正 額		△ 441,300		△ 441,300
	補 正 後 の 額	50,116,055	4,144,313	6,017,885	48,242,483

令和 3 年度

浜田市駐車場事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度 浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度浜田市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,770 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,977 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		21,422	3,670	25,092
	1 事業収入	21,422	3,670	25,092
3 繰入金		9,290	△5,440	3,850
	1 基金繰入金	9,290	△5,440	3,850
歳入合計		30,747	△1,770	28,977

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐 車 場 費		12,743	△ 1,770	10,973
	1 総 務 管 理 費	12,743	△ 1,770	10,973
2 公 債 費		18,004	0	18,004
	1 公 債 費	18,004	0	18,004
歳 出	合 計	30,747	△ 1,770	28,977

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	21,422	3,670	25,092
3 繰入金	9,290	△5,440	3,850
歳入合計	30,747	△1,770	28,977

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1駐 車 場 費	12,743	△1,770	10,973			△1,770	
2公 債 費	18,004	0	18,004			0	
歳 出 合 計	30,747	△1,770	28,977	0	0	△1,770	0

2 歳 入

1 事業収入 (1 事業収入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
1 事業収入	21,422	3,670	25,092
1 事業収入	21,422	3,670	25,092
1 駐車場使用料	4,812	△830	3,982
2 駐車場納付金	16,610	4,500	21,110
3 繰 入 金	9,290	△5,440	3,850
1 基金繰入金	9,290	△5,440	3,850
1 財政調整基金繰入金	9,290	△5,440	3,850
歳 入 合 計	30,747	△1,770	28,977

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	駐 車 場 使 用 料	△830	駐車場使用料 △830
1	駐 車 場 納 付 金	4,500	指定管理者納付金 4,500
1	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△5,440	財政調整基金繰入金 △5,440

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 駐車場費	12,743	△1,770	10,973			△1,770	
1 総務管理費	12,743	△1,770	10,973			△1,770	
2 施設維持管理費	10,382	△1,770	8,612			△1,770	

1 駐車場費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△1,770	1 道分山立体駐車場管理運営費 △1,770

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公 債 費	18,004	0	18,004				
1 公 債 費	18,004	0	18,004				
1 元 金	17,790	0	17,790				

2 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

令和 3 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 3 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,100 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 615,987 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		395,328	△8,008	387,320
	1 一 般 会 計 繰 入 金	395,328	△8,008	387,320
6 諸 収 入		10,601	2,908	13,509
	2 雑 入	1	2,908	2,909
歳 入 合 計		621,087	△5,100	615,987

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 業 集 落 排 水 費		210,104	△3,700	206,404
	1 総 務 管 理 費	170,104	△3,700	166,404
2 公 債 費		410,983	△1,400	409,583
	1 公 債 費	410,983	△1,400	409,583
歳 出 合 計		621,087	△5,100	615,987

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	395,328	△8,008	387,320
6 諸収入	10,601	2,908	13,509
歳入合計	621,087	△5,100	615,987

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1農業集落排水費	210,104	△3,700	206,404			△6,608	2,908
2公 債 費	410,983	△1,400	409,583			△1,400	
歳 出 合 計	621,087	△5,100	615,987	0	0	△8,008	2,908

2 歳 入

4 繰 入 金 (1 一般会計繰入金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
4 繰 入 金	395,328	△8,008	387,320
1 一般会計繰入金	395,328	△8,008	387,320
1 一般会計繰入金	395,328	△8,008	387,320
6 諸 収 入	10,601	2,908	13,509
2 雑 入	1	2,908	2,909
1 雑 入	1	2,908	2,909
歳 入 合 計	621,087	△5,100	615,987

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分		説	明
1	一般会計繰入金	△8,008	一般会計繰入金	△8,008
1	雑入	2,908	消費税還付金	2,908

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水費	210,104	△3,700	206,404			△6,608	2,908
1 総務管理費	170,104	△3,700	166,404			△6,608	2,908
1 一般管理費	48,689	△3,700	44,989			△6,608	2,908

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
26	公課費	△3,700	1 農業集落排水事務費 △3,700

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公 債 費	410,983	△1,400	409,583			△1,400	
1 公 債 費	410,983	△1,400	409,583			△1,400	
2 利 子	44,820	△1,400	43,420			△1,400	

2 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
22	償還金利息及び割引料	△1,400	1 長期債利息 △1,400

令和 3 年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,916 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 950,117 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		630,917	△2,219	628,698
	1 後期高齢者医療保険料	630,917	△2,219	628,698
4 繰越金		1	22,135	22,136
	1 繰越金	1	22,135	22,136
歳入合計		930,201	19,916	950,117

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		872,461	19,916	892,377
	1 後期高齢者医療広域連合負 担金	872,461	19,916	892,377
歳 出	合 計	930,201	19,916	950,117

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	630,917	△2,219	628,698
4 繰越金	1	22,135	22,136
歳入合計	930,201	19,916	950,117

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	872,461	19,916	892,377				19,916
歳 出 合 計	930,201	19,916	950,117	0	0	0	19,916

2 歳 入

1 後期高齢者医療保険料 (1 後期高齢者医療保険料)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 後期高齢者医療保険料	630,917	△2,219	628,698
1 後期高齢者医療保険料	630,917	△2,219	628,698
1 特別徴収保険料	415,053	△3,623	411,430
2 普通徴収保険料	215,864	1,404	217,268
4 繰越金	1	22,135	22,136
1 繰越金	1	22,135	22,136
1 繰越金	1	22,135	22,136
歳入合計	930,201	19,916	950,117

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分特別徴収保険料	△3,623	現年度分特別徴収保険料 △3,623
1	現年度分普通徴収保険料	1,404	現年度分普通徴収保険料 1,404
1	繰越金	22,135	繰越金 22,135

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	872,461	19,916	892,377				19,916
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	872,461	19,916	892,377				19,916
1 保険料等負担 金	872,461	19,916	892,377				19,916

2 後期高齢者医療広域連合納付金 (1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	19,916	1 保険料等負担金 19,916

令和3年度

浜田市水道事業会計補正予算
(第3号)

目 次

令和3年度 浜田市水道事業会計補正予算（第3号）	1
--------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和3年度 浜田市水道事業会計予算実施計画	2
-----------------------------	---

令和3年度 浜田市水道事業予定貸借対照表	3
----------------------------	---

令和3年度 浜田市水道事業予定損益計算書	5
----------------------------	---

令和3年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	6
-----------------------------------	---

令和3年度 個別注記	7
------------------	---

その他の書類

令和3年度 収益的収入及び支出明細書	9
--------------------------	---

令和3年度 資本的収入明細書	9
----------------------	---

令和3年度浜田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度浜田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	水道事業収益	2,014,313	46,374	2,060,687
第1項	営業収益	1,358,280	43,119	1,401,399
第2項	営業外収益	654,532	4,755	659,287
第3項	特別利益	1,501	△ 1,500	1

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水道事業費用	1,937,089	△ 60	1,937,029
第1項	営業費用	1,689,373	253	1,689,626
第2項	営業外費用	243,616	△ 313	243,303

（資本的収入）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額651,572千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額94,615千円、当年度分損益勘定留保資金480,976千円、未処分利益剰余金75,981千円で補てんするものとする。）」に改め、収入の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資本的収入	1,356,826	△ 118	1,356,708
第5項	固定資産売却代金	118	△ 118	0

令和4年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和3年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			2,014,313	46,374	2,060,687
	(1) 営業収益		1,358,280	43,119	1,401,399
		1 給水収益	1,299,430	42,000	1,341,430
		3 その他営業収益	58,750	1,119	59,869
	(2) 営業外収益		654,532	4,755	659,287
		3 長期前受金戻入	421,617	4,755	426,372
	(3) 特別利益		1,501	△ 1,500	1
		1 固定資産売却益	1,500	△ 1,500	0

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,937,089	△ 60	1,937,029
	(1) 営業費用		1,689,373	253	1,689,626
		5 総係費	120,476	1,119	121,595
		6 減価償却費	900,393	△ 866	899,527
	(2) 営業外費用		243,616	△ 313	243,303
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	128,606	△ 313	128,293

資本的收入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			1,356,826	△ 118	1,356,708
	(5) 固定資産売却代金		118	△ 118	0
		1 固定資産売却代金	118	△ 118	0

令和3年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		520,549	
ロ 建物	1,374,839		
減価償却累計額	△ 715,618	659,221	
ハ 構築物	35,292,117		
減価償却累計額	△ 16,543,644	18,748,473	
ニ 機械及び装置	7,984,750		
減価償却累計額	△ 6,236,371	1,748,379	
ホ 車両運搬具	14,817		
減価償却累計額	△ 13,446	1,371	
ヘ 工具器具及び備品	57,581		
減価償却累計額	△ 42,978	14,603	
ト 建設仮勘定		166,132	
有形固定資産合計			21,858,728

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		81,409	
無形固定資産合計			81,409
固定資産合計			21,940,137

2 流動資産

(1) 現金預金		1,426,717	
(2) 未収金	278,727		
貸倒引当金	△ 820	277,907	
(3) 貯蔵品		5,763	
流動資産合計			1,710,387
資産合計			23,650,524

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	7,620,736		
企業債合計			7,620,736
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	97,329		
ロ 修繕引当金	35,573		
引当金合計		132,902	
固定負債合計			7,753,638

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	794,942		
企業債合計		794,942	
(2) 未払金			301,284
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	14,799		
引当金合計		14,799	
(4) その他流動負債			1,406
流動負債合計			1,112,431

5 繰延収益

(1) 長期前受金			
長期前受金収益化累計額	15,373,599		
繰延収益合計		△ 7,971,424	
負債合計			7,402,175
			16,268,244

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金			
資本金合計		4,852,606	
			4,852,606

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,744		
ロ 他会計補助金	8,911		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計		228,847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,300,827		
利益剰余金合計		2,300,827	
剰余金合計			2,529,674
資本合計			7,382,280
負債資本合計			23,650,524

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和3年度 浜田市水道事業予定損益計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,219,481		
(2) 受託工事収益	93		
(3) その他営業収益	55,756	1,275,330	
<hr/>			
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	184,359		
(2) 配水及び給水費	335,060		
(3) 受託工事費	93		
(4) 業務費	83,346		
(5) 総係費	113,162		
(6) 減価償却費	899,527		
(7) 資産減耗費	20,200		
(8) その他営業費用	60	1,635,807	
<hr/>			
営業損失			△ 360,477
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	20		
(2) 他会計補助金	231,757		
(3) 長期前受金戻入	426,372		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	3		
(5) 雑収益	1,054	659,206	
<hr/>			
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	128,293		
(2) 雑支出	45,010	173,303	485,903
<hr/>			
経常利益			125,426
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	1	1	
<hr/>			
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,790		
(2) その他特別損失	0	2,790	
<hr/>			
7 予備費			
(1) 予備費	1,100	1,100	△ 3,889
<hr/>			
当年度純利益			121,537
前年度繰越利益剰余金			2,179,290
当年度未処分利益剰余金			<u>2,300,827</u>

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が360,477千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、65,895千円の黒字となります。

令和3年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益 (△は損失)	121,537
	減価償却費	899,527
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	308
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,736
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	86
	長期前受金戻入額	△ 426,372
	資産減耗費	20,000
	受取利息及び配当金 (△)	△ 20
	支払利息	128,293
	固定資産売却益 (△)	0
	過年度損益修正益 (△)	△ 1
	未収金の減少 (△は増加)	30,969
	貯蔵品の減少 (△は増加)	846
	未払金の増加 (△は減少)	△ 124,248
	小 計	659,661
	受取利息及び配当金の受取額	20
	利息の支払額	△ 128,293
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	531,388
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 1,062,335
	固定資産売却収入	0
	工事負担金等収入	142,223
	国庫補助金の収入	175,000
	他会計補助金収入	324,485
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 420,627
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良企業債による収入	711,000
	建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 780,552
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 69,552
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	41,209
	資金期首残高	1,385,508
	資金期末残高	1,426,717

令和3年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(3) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に切り崩すこととしている。

④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は2,952,131千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金512千円を取り崩す。

(2) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金14,714千円を取り崩す。

令和3年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業収益		2,014,313	46,374	2,060,687		
(1) 営業収益		1,358,280	43,119	1,401,399		
	1 給水収益	1,299,430	42,000	1,341,430	給水収益	42,000
	3 その他営業収益	58,750	1,119	59,869	負担金	1,119
(2) 営業外収益		654,532	4,755	659,287		
	3 長期前受金戻入	421,617	4,755	426,372	国 県 補 助 金	3,146
					他 会 計 補 助 金	△ 2
					工 事 負 担 金	1,611
(3) 特別利益		1,501	△ 1,500	1		
	1 固定資産売却益	1,500	△ 1,500	0	固定資産売却益	△ 1,500

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		1,937,089	△ 60	1,937,029		
(1) 営業費用		1,689,373	253	1,689,626		
	5 総係費	120,476	1,119	121,595	負担金	1,119
	6 減価償却費	900,393	△ 866	899,527	有形固定資産減価償却費	△ 866
(2) 営業外費用		243,616	△ 313	243,303		
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	128,606	△ 313	128,293	企業債償還利息	△ 313

令和3年度 資本的収入明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的収入		1,356,826	△ 118	1,356,708		
(5) 固定資産売却代金		118	△ 118	0		
	1 固定資産売却代金	118	△ 118	0	固定資産売却代金	△ 118

令和3年度

浜田市公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

目 次

令和3年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	1
-----------------------------------	---

予算に関する説明書

令和3年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画	2
--------------------------------	---

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表	4
-------------------------------	---

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書	6
-------------------------------	---

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	7
--------------------------------------	---

令和3年度 個別注記	8
------------------	---

その他の書類

令和3年度 収益的収入及び支出明細書	10
--------------------------	----

令和3年度 資本的収入及び支出明細書	11
--------------------------	----

令和3年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業収益	546,241	△ 1,793	544,448
第1項	営 業 収 益	116,919	1,672	118,591
第2項	営 業 外 収 益	425,707	△ 4,200	421,507
第3項	特 別 利 益	3,615	735	4,350

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業費用	545,764	△ 1,983	543,781
第2項	営 業 外 費 用	63,748	△ 1,983	61,765

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額212,772千円は、過年度分消費税等資本的収支調整額4,735千円、当年度分損益勘定留保資金208,037千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	527,490	△ 1,561	525,929
第3項	他 会 計 出 資 金	172,290	△ 1,561	170,729

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	740,262	△ 1,561	738,701
第1項	建 設 改 良 費	333,612	△ 1,561	332,051

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「281,800千円」を「277,600千円」に改める。

令和4年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和3年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			546,241	△ 1,793	544,448
	(1) 営業収益		116,919	1,672	118,591
		1 下水道使用料	115,493	1,672	117,165
	(2) 営業外収益		425,707	△ 4,200	421,507
		2 他会計補助金	281,800	△ 4,200	277,600
	(3) 特別利益		3,615	735	4,350
		1 過年度損益修正益	3,615	735	4,350

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			545,764	△ 1,983	543,781
	(2) 営業外費用		63,748	△ 1,983	61,765
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	53,013	△ 1,983	51,030

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	(3) 他会計出資金		527,490	△ 1,561	525,929
			172,290	△ 1,561	170,729
		1 他会計出資金	172,290	△ 1,561	170,729

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	(1) 建設改良費		740,262	△ 1,561	738,701
			333,612	△ 1,561	332,051
		1 資産購入費	53,842	△ 1,561	52,281

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		216,637	
ロ 建物	538,590		
減価償却累計額	△ 245,809	292,781	
ハ 構築物	10,288,229		
減価償却累計額	△ 3,790,584	6,497,645	
ニ 機械及び装置	2,222,499		
減価償却累計額	△ 1,497,704	724,795	
ホ 工具器具及び備品	5,001		
減価償却累計額	△ 4,304	697	
ヘ 建設仮勘定		293,431	
有形固定資産合計			8,025,986
(2) 無形固定資産			
イ ソフトウェア		6,888	
無形固定資産合計			6,888
固定資産合計			8,032,874

2 流動資産

(1) 現金預金		17,571	
(2) 未収金	30,032		
貸倒引当金	△ 62	29,970	
流動資産合計			47,541
資産合計			8,080,415

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,609,098		
企業債合計		3,609,098	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	6,522		
引当金合計		6,522	
(3) その他固定負債		450	
固定負債合計			3,616,070

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	399,274		
企業債合計		399,274	
(2) 未払金		16,872	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	3,489		
引当金合計		3,489	
流動負債合計			419,635

5 繰延収益

(1) 長期前受金		5,578,630	
長期前受金収益化累計額		△ 2,420,444	
繰延収益合計			3,158,186
負債合計			7,193,891

資 本 の 部

6 資本金

(1) 固有資本金		397,303	
(2) 繰入資本金		289,688	
資本金合計			686,991

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	194,038		
資本剰余金合計		194,038	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	5,495		
利益剰余金合計		5,495	
剰余金合計			199,533
資本合計			886,524
負債資本合計			8,080,415

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	106,517		
(2) その他営業収益	1,426	107,943	
	<u> </u>		
2 営業費用			
(1) 管渠費	17,317		
(2) ポンプ場費	2,281		
(3) 処理場費	86,226		
(4) 業務費	8,040		
(5) 総係費	23,394		
(6) 減価償却費	293,983		
(7) 資産減耗費	39,259	470,500	
	<u> </u>	<u> </u>	
営業損失			△ 362,557
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	277,600		
(3) 長期前受金戻入	143,905		
(4) 雑収益	1	421,507	
	<u> </u>		
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	51,030		
(2) 雑支出	10,735	61,765	359,742
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
経常利益			△ 2,815
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	4,350	4,350	
	<u> </u>		
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	273	273	
	<u> </u>		
7 予備費			
(1) 予備費	1,200	1,200	2,877
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
当年度純利益			62
前年度繰越利益剰余金			5,433
			<u> </u>
当年度未処分利益剰余金			<u>5,495</u>

〈参考〉

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費51,030千円のうち、18,700千円は企業債（資本費平準化債）で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が362,557千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、218,652千円の赤字となります。

令和3年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益	62
	減価償却費	293,983
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	34
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,479
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	△ 361
	長期前受金戻入額	△ 143,905
	資産減耗費	39,259
	受取利息及び配当金 (△)	△ 1
	支払利息	51,030
	未収金の減少 (△は増加)	△ 8,177
	その他の流動負債の増加 (△減少)	△ 2,715
	小 計	231,688
	受取利息及び配当金の受取額	1
	利息の支払額	△ 51,030
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	180,659
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 307,888
	国庫補助金収入	106,337
	工事負担金収入	18,182
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 183,369
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	239,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出 (△)	△ 406,650
	他会計からの出資による収入	170,729
	一時借入金の借入による収入	400,000
	一時借入金の返済による支出 (△)	△ 400,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	3,479
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	769
	資金期首残高	16,802
	資金期末残高	17,571

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、公営企業会計移行の前日（令和2年3月31日）までに発生している退職給付に係る債務については、公共下水道事業特別会計に係るものとして、一般会計で負担することとしている。

③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定に基づき一般会計が負担すると見込まれる額は3,142,563千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

公共下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	浜田市街地における、し尿・生活雑排水等の処理
特定環境保全公共下水道事業	国府地区、旭地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合計
営業収益	供用開始前のため	107,943	107,943
営業費用	計上なし	470,500	470,500
営業損益		△ 362,557	△ 362,557
経常損益	0	△ 2,815	△ 2,815
セグメント資産	277,925	7,802,490	8,080,415
セグメント負債	230,933	6,962,958	7,193,891

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金3,849千円を取り崩す。

(2) 令和3年4月1日において、地方地区農業集落排水処理施設を統合することにより、資産、負債、資本が増加している。

固定資産	660,082 千円	固定負債	117,364 千円
資産合計	660,082 千円	流動負債	33,724 千円
		繰延収益	336,550 千円
		資本金	172,444 千円
		負債資本合計	660,082 千円

令和3年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業収益	546,241	△ 1,793	544,448		
(1) 営業収益	116,919	1,672	118,591		
1 下水道使用料	115,493	1,672	117,165		1,672
(2) 営業外収益	425,707	△ 4,200	421,507		
2 他会計補助金	281,800	△ 4,200	277,600		△ 4,200
(3) 特別利益	3,615	735	4,350		
1 過年度損益修正益	3,615	735	4,350		735

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業費用	545,764	△ 1,983	543,781		
(2) 営業外費用	63,748	△ 1,983	61,765		
1 支払利息及び 企業債取扱諸費	53,013	△ 1,983	51,030	企 業 債 利 息	△ 1,983

令和3年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的收入	527,490	△ 1,561	525,929		
(4) 他会計出資金	172,290	△ 1,561	170,729		
1 他会計出資金	172,290	△ 1,561	170,729	他会計出資金	△ 1,561

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出	740,262	△ 1,561	738,701		
(1) 建設改良費	333,612	△ 1,561	332,051		
1 資産購入費	53,842	△ 1,561	52,281	有形固定資産購入費	△ 1,561

同意第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	松 山 レイ子
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	会社員
氏 名	井 上 尊 実
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	栗 栖 敏 彦
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	岩 谷 盛 子
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 松 山 レイ子 (令和 4 年 6 月 30 日まで)
坂 本 弘 志 (令和 4 年 6 月 30 日まで)
栗 栖 敏 彦 (令和 4 年 6 月 30 日まで)
高 橋 久美子 (令和 4 年 6 月 30 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条